

# あわら市の人権啓発



ああ、あわら贅沢。  
AWARA ZEITAKU

## 1. 人権擁護委員の活動

あわら市には、法務大臣から委嘱された7名の人権擁護委員がいます。人権擁護委員は、性別や人種による差別、いじめや虐待などの問題解決のお手伝いや人権の考えを広める活動をしています。また、毎月第2月曜日と火曜日には市内で人権相談所を開設しています。

### ①街頭啓発活動（年2回）

毎年6月に、JR芦原温泉駅で、人権相談窓口が記載されたティッシュと人権全般に関するチラシを配り啓発を行っています。

12月には人権週間に合わせて、市中央公民館前にて啓発グッズを配り人権意識の高揚を図っています。また、この日は「人権特別相談所」を開設しています。



2019年7月開催の  
金津まつりでも活  
動しました！

### ②人権教室（人権の花運動）

いじめなどの人権問題をテーマにした人権擁護委員によるお話と、DVDの鑑賞で、人権やいのちの大切さについて意識を高めてもらう活動を行っています。

その後、人権擁護委員と児童・先生が共同で花植え作業を実施します。



こどもたちの  
感想画を市  
役所で展示  
しました。



## 2. 男女共同参画推進事業

### 男女共同参画のつどい

男女が共に支えあい共に歩み共に輝く「あわら」をめざして毎年12月に、男女共同参画に関する講演会や作品展示等を行い、男女共同参画社会推進の啓発活動をしています。

